

〈中国ろうきん〉 活動報告

〈中国ろうきん〉では、中国地方の高校生に向けた「消費者講座」、主に退職された方を対象とした「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2022年度に行った活動内容をご報告いたします。

お金と正しく付き合う大人になってほしい

【2022年度参加実績】25校 2,399名

高校生のための消費者講座

未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県の労働者福祉協議会と広島県労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ〈ろうきん〉職員を講師として派遣し、これから社会に出ていく高校生に、「自立した賢い消費者」になっていただくよう支援しています。これから社会に出ていく高校生にお金との付き合い方を学んでもらうため、多重債務や悪質商法などの消費者トラブルを未然に防止するための学習のほか、啓発活動を実施。2022年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられ、若年層への消費者教育の必要性が高まる中、新型コロナウイルス感染症の感染対策のもとで講座を行いました。



講演資料の一部をご紹介します!

基礎知識 ● 「消費」と「契約」について

消費とは、商品や権利、サービスを金銭を用いて購入し、使用すること。
 ▶ つまり、私たち全員が消費者なのです。

契約とは人と人との約束ごと。
 ▶ たとえば、あなたとお店の人が合意すれば、行い約束ごとで契約が成立します。

約束は守らなくてはならない。
 ▶ 契約が成立すると当事者には「権利」と「義務」が生じます。差別して当事者の合意がない限り解約できません。

◎未成年者の契約行為は、未成年者が法定代理人(通常は親)の同意を得た上での契約は、未成年者自身または法定代理人が取消することができます。

基礎知識 ● 【成年年齢】引き下げでどうなる？

2022年4月から成年年齢が「18歳」に。
 親の同意が必要だったさまざまな「契約」を18歳以上であれば**自分の責任**で結ぶことができます。

18歳になったらできること

- クレジットカードを作る
- 携帯電話契約
- ローン契約
- 1人暮らしの賃貸を借り

20歳にならないとできないこと

- 自動車運転免許
- 選挙権
- 選挙権
- 選挙権

◆上記の事が、親の同意がなくても契約できるわけではありません。

20歳までは親の同意を得ていない契約ならば、取り消すことができましたが、今後は取り消すことができません。

- 【主な項目】**
- 「消費」と「契約」について
 - 気をつけたいマネートラブル
 - 若者に多い消費生活トラブル
 - 最近注目されるトラブル
 - 若者の“ここ”が狙われてる？
 - 悪質商法にひっかからない心構え
 - ライフプランを考えよう

高校生に理解していただきやすいよう、イラストを用いた説明やクイズ形式を取り入れた資料で解説しています



考えてみよう! Let's THINK 「契約」が成立したのはいつ?!

1 はっきりと返事をする

このコースは、あなたに合いますか?
はい、お願いします。

2 契約書を読んで納得する

こちらが契約書になります。
はい、わかりました。

3 契約書に押印する

印

4 契約書を担当者に渡す

契約書です。お願います。
こちらに契約書をお渡ししました。

CASE ● アポイントメントセールス

「電話して、お申し込みしたいんですけど」

「はい、お申し込みください」

「お申し込みありがとうございます」

「はい、お申し込みありがとうございます」

「お申し込みありがとうございます」

「はい、お申し込みありがとうございます」

考えてみよう! Let's THINK さて、あなたならどうしますか?

1 詳細を電話で聞く
ほかどんな特典がありますか?

2 訪問し、直接話を聞く
すぐに付きます!

3 はっきり断る
行きません!



専門家から直接学んで安心! 確定申告書作成セミナー

ご自身で確定申告書を作成しスムーズに手続きが行えるよう、退職者や友の会会員、公的年金受給者の方を対象に、作成セミナーを開催しています。セミナーには税理士を招き、専門家から直接学ぶことができます。

● 2022年度 各県の開催状況

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合計
開催地区数	3	3	2	5	5	18
参加人数	32人	35人	30人	106人	57人	260人

